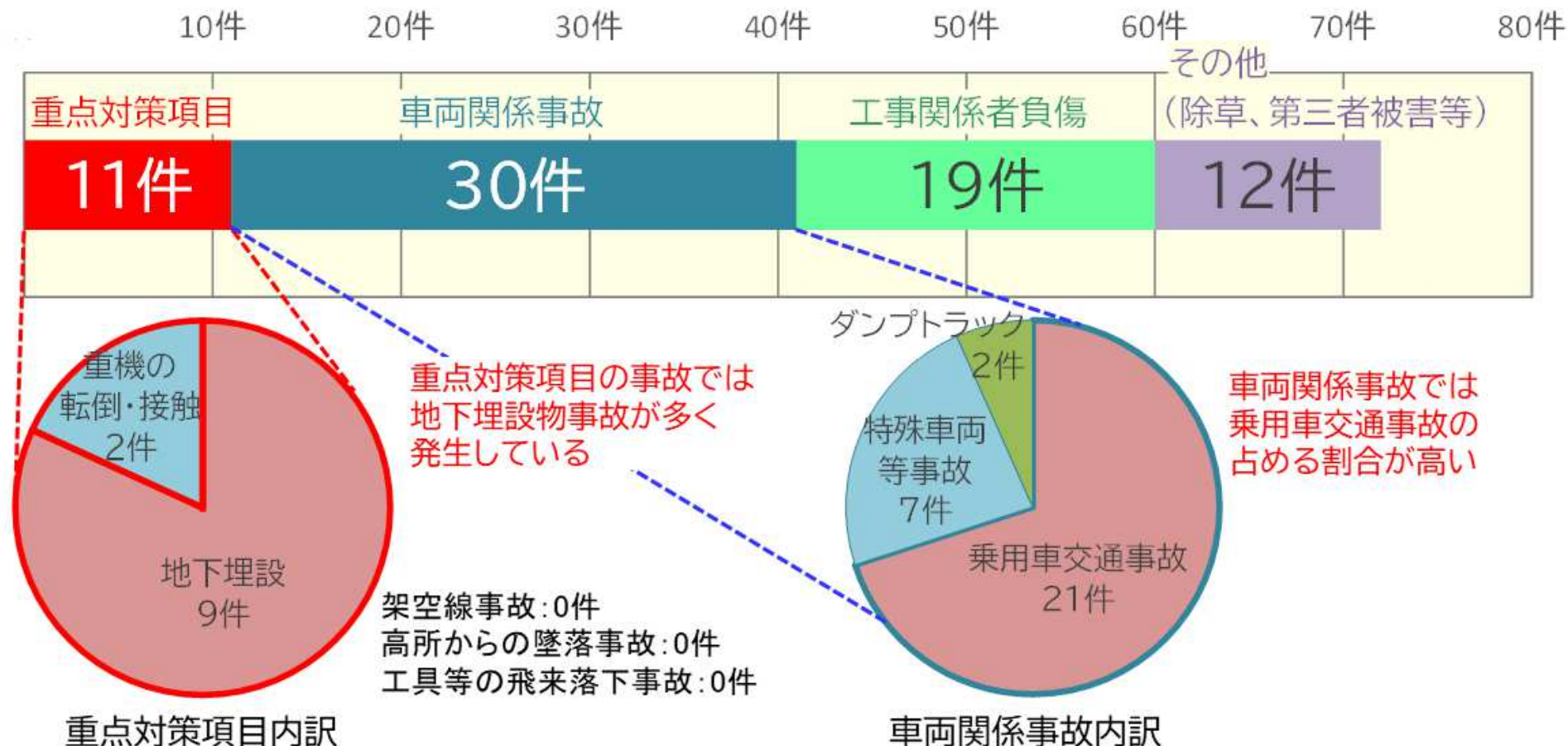


令和7年度上半期発生事故の内訳

※令和7年9月30日迄の速報値

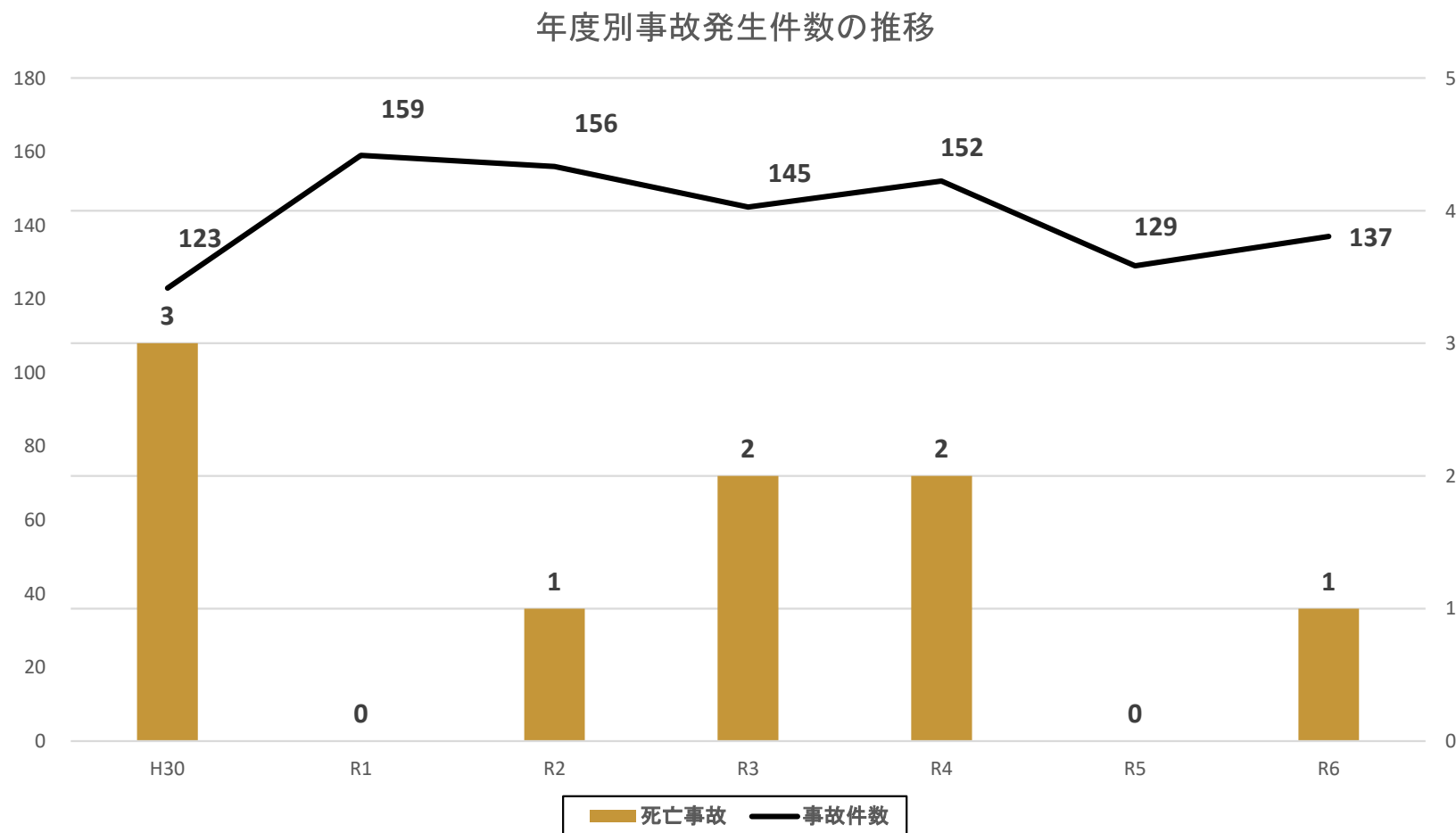
※もらい事故、事故外、熱中症を除く



上半期発生事故の内訳は、地下埋設物事故が9件、公道上や現場内での乗用車交通事故が21件と、多くを占めています。

(3)近畿地方整備局管内の事故発生状況

近畿地方整備局管内の事故発生件数と死亡事故件数



令和5年度は、近畿管内における死亡事故はありませんでしたが、令和6年度は、死亡事故1件が発生しています。

(3)近畿地方整備局管内の事故発生状況

令和6年度 管内における死亡事故（令和6年8月27日、大阪府内）

道路照明灯設置工事における事故概要

令和6年8月27日（火）0時頃、国道171号八王子豊島北地区他道路照明灯設置工事において、照明柱を設置するため、クレーンでつり上げ作業中に照明柱が落下し、作業員が下敷きとなり死亡する事故が発生。

事故状況写真





(4)近畿地方整備局の 事故防止重点対策項目

(4)近畿地方整備局の事故防止重点対策項目 令和7年度 工事等事故防止重点対策項目

近畿地方整備局では、管内の直轄工事及び現場作業を伴う業務における事故の安全対策強化を図るため、「工事等事故防止重点対策項目」を策定し、工事等における事故防止に取り組んでいます。
令和7年度の工事等事故防止重点対策項目は下記の5項目です。

令和7年度の工事等事故防止重点対策項目



①地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

- ・作業に先立ち、埋設物の有無を台帳等で確認する
- ・試掘等を行い、埋設物(位置・深さ等)を明示する など



②架空線に対する事故

※柱、支線含む

- ・作業に先立ち、架空線の必要離隔等を管理者に確認する
- ・高さ制限装置(三角旗)や防護カバーの設置を行う など



③高所作業箇所からの墜落事故

※高所作業とは法面・足場等安衛法に規定する高さ2m以上の作業箇所をいう
※滑落含む

- ・墜落制止器具(フルハーネス)等を適切に使用する
- ・斜面での作業は、ロープや手すり等を設置する など



④重機による施設及び作業員等との接触事故

※施設とは公共施設及び第三者施設をいう。ただし、架空線は除く
※重機の転倒事故含む

- ・重機の動線を確認し、立入禁止の範囲を周知する
- ・重機オペ・作業員・監視員がお互いに合図する など



⑤資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故

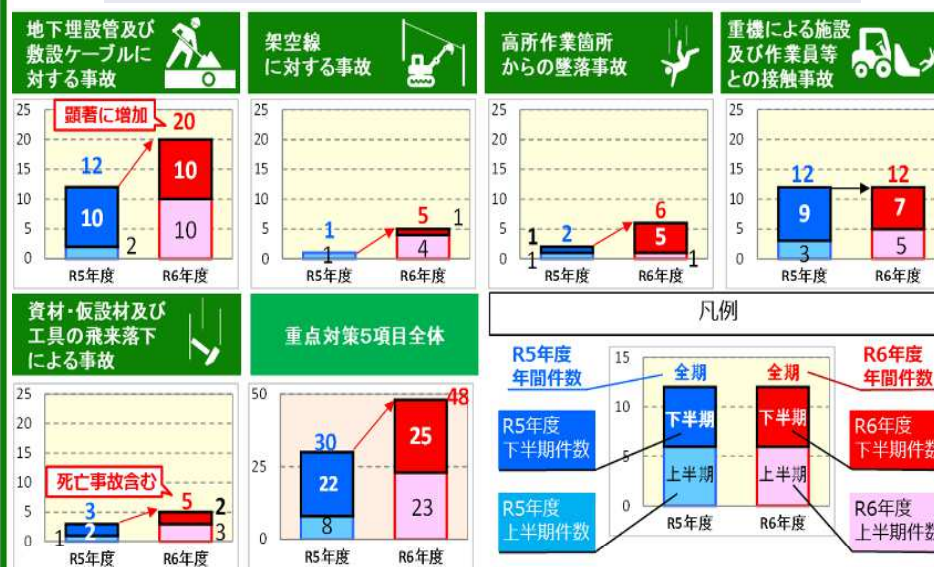
※壁等の倒壊による上方からの落下事故含む
※強風による資材等の飛散含む
※UAVの落下事故含む

- ・吊り荷の移動範囲を確認し、立入禁止の範囲を周知する
- ・上下作業にならないよう、事前に時間等を調整する など



工事等事故防止重点対策項目(5項目) の発生件数

※R7.3月時点速報値



昨年度に比べ、重点対策項目(5項目)の事故は増加しており、特に地下埋設物事故が顕著に増加(12件→20件)しています。

重点対策項目の事故は、重大な労働災害に繋がる可能性が高く、また、公衆へ大きな影響を及ぼす可能性が高いため、引き続き、より一層の事故防止に努めてください。

※なお、工事等事故防止重点対策項目(5項目)に該当する事故が発生した場合は、措置が重くなる場合があります。

(4)近畿地方整備局の事故防止重点対策項目

【埋設物事故 その1】

①機械掘削から手掘りに切り替える タイミングを誤った事故

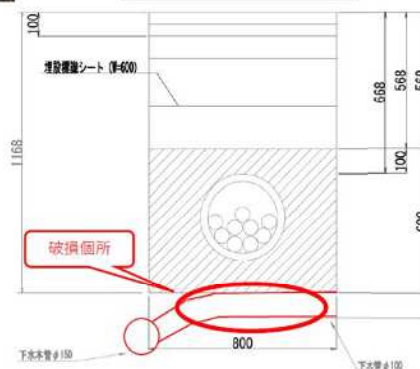
【情報管路設置工事】

- バックホウによる床掘作業で下水道管（取付管）を損傷。
- 地面に埋設管の位置にマーキングをしていたが、機械掘削から手掘りに切り替える深さについて明確な指示がなく、作業員の判断でバックホウ掘削を継続した結果、損傷。

〔事故発生状況〕



情報管路設置断面図



**地下埋設物の存在は
分かっているながらも、
事故が発生しています。**

【建築工事】

- 建築工事での掘削の際、既設給水管をバックホウで切断。
- 試掘にて給水管位置を把握し、埋設管付近では手掘りに変更するよう重機オペレーターに指示していたが、深さ何cmで手掘りに切り替えるか等の指示が明確でなかった。

事故状況（再現）



給水管切断状況



給水管破断状況詳細



(4)近畿地方整備局の事故防止重点対策項目

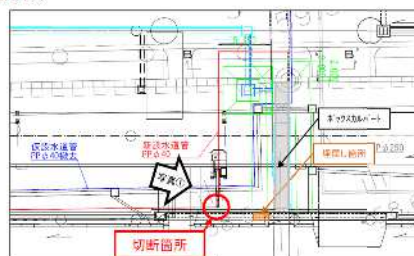
【埋設物事故 その2】

②予定していない箇所から埋戻し土を採取して、水道管を損傷

- 柵渠（水路）側面の埋戻し作業において、周辺土砂を利用しようと掘削した際に水道管を損傷。
- 場内別の箇所に仮置きしている土砂で埋戻す予定であったが、柵渠側壁の転倒を防止するため、取り急ぎ、周辺土砂での埋戻しを行った際に水道管を破損させた。
- 作業員は埋設管の存在を認識していたが、もっと深くに埋設されていると思い掘削した。



＜詳細図＞



作業計画と違うことを行い、事故が発生しています。

状況＞



③草刈機による配管の切断事故

- 除草作業において、地下道照明の配管（立ち上がり部）を肩掛け式草刈機で切断。
- 配管周りは、機械を使用せず手刈りを行うとされていたが、作業計画通りの施工を行わなかった。

事故状況（再現）



草刈機による配管切断、飛び石事故と同じく、よく起こる事故です。ご注意ください。

【埋設物事故 その3】



④支柱の打込みにより水道管を損傷

- ガードパイプ支柱の打込みにより、埋設されていた水道管を損傷。
- 水道管理者からは、最近施工されたので、埋設位置は正確であると説明され、出来形図を提供されたため、立会等による埋設管の確認を行わず施工した結果、情報と違う位置に埋設されていた水道管を破損。

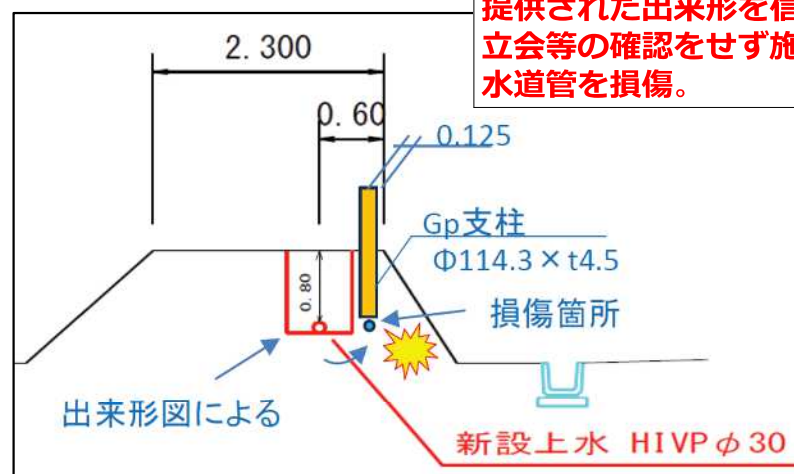
水道管損傷による
漏水写真



水道管損傷写真

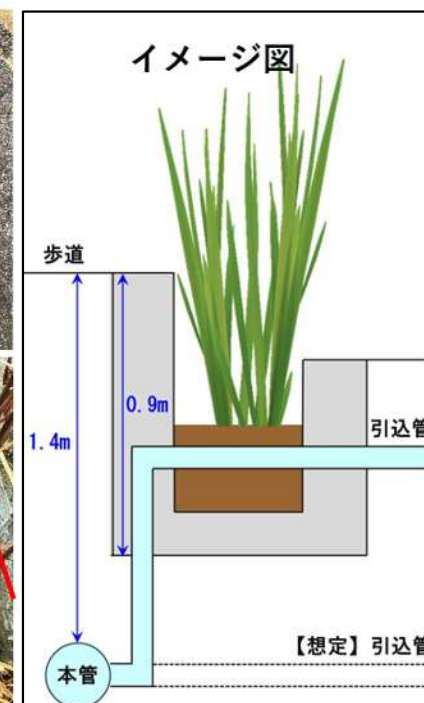


提供された出来形を信用し、
立会等の確認をせず施工し、
水道管を損傷。



⑤側溝を貫通横断する水道管を損傷

- 既設側溝内の土砂をバックホウで掘削（清掃）した際に、側溝内を横断（貫通）する露出水道管（引込管）を損傷。
- 側溝には雑草及び堆積土砂に埋まっていたため、水道管があることに気づけなかった。
- 水道管理者への事前確認では引込管の位置・深さを特定できず、水道本管の埋設深さから判断し、引込管も本管と同じ深さに敷設（側溝を下越し）されていると想定。



まさか、
側溝の通水断面内に
水道管が通っているとは・・・

(4)近畿地方整備局の事故防止重点対策項目

近畿地方整備局は、令和6年度に多く発生した**埋設物事故**について、「埋設物事故防止ポスター」、「あんぜん」で注意喚起を行い、事故の防止を呼びかけました。

①埋設物事故防止ポスター

擁壁を破砕中、壁面裏に埋設されていた未把握の水道管を損傷

位置・深さ・止水栓が不明確な水道管を機械掘削中に損傷

確認不足

調査不足

埋設物事故が頻発中

情報の間違い

埋設深さが台帳と現地で異なっていたため、舗装版の切削中に管頂部を損傷

危険軽視

作業前に安全な位置に戻り、草

STOP! 埋設物事故

事故防止に向けて

- ① 台帳等の事前確認
- ② 試掘、現地立会の実施
- ③ 埋設物（位置・深さ等）の明示
- ④ 作業方法（手掘りの範囲等）の明確化
- ⑤ 想定外事象は作業を中断し、確認

※具体的な安全対策を作業員に示しましょう

埋設物事故が増えています

②ニュースレターあんぜん

あんぜん

第 3 5 7 号
令和 6 年 1 2 月 号

近 畿 地 方 整 備 局

発行：企画部技術調査課

警戒！埋設物事故が増えています！

近畿管内の埋設物事故件数（同月比）

過去5年間（R元年度～R5年度）と比較して埋設物事故が増加

※R6年度は11月末までの速報値

今年度、埋設物事故が増えています。

埋設物事故は、ガス爆発の危険性や電気・通信線、上下水道の切断による住民生活への影響など、**周辺地域へ多大な影響を及ぼす可能性があります。社会的責任が問われる事故になります。**

今一度、関係者全員が「**埋設物事故は絶対に起こさない**」を心がけ、**作業手順を確認し、適切な安全対策をお願いします。**

事故事例 ケーブルの明示をせず、事故発生

当日KY

草刈機を使用するとケーブル切断の危険があります

なのでケーブル付近は鎌で草刈りをして下さい

事故発生時

ケーブルに明示（目印）なし

ケーブル付近で草刈機を使用

【事故概要】

道路改良工事中の除草作業において、作業員が肩掛け式草刈機でCCTVケーブルの立ち上がり部を切断した。

現場はCCTVを仮移設するために地中埋設区間からガードレールに沿った空中配管に切替える立ち上がり部であった。

【主な要因】

ケーブルの明示を行っていない。

施設の周囲を手掘りで作業していない。

■事故発生時の状況

埋設物や敷設ケーブル（支障物）があることを認識していても、作業を進めるうちにその存在を忘れてしまうことがありますので、作業前には必ず明示しましょう。

また、下請けや作業員に対し、**具体的な安全対策を指示するよう徹底**ください。

コーンで明示

リボンで明示

令和7年度工事等事故防止重点対策項目と対策



①地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故防止に必要な対策

①事前調査の実施

工事現場内の地下埋設物については、作業に先立ち、その有無について、図面等により照会を行い、必ず確認する。作業に支障となる地下埋設物の存在が予想される場合には、管理者に対し、必ず立会依頼を行う。

②試掘等の実施

作業に支障となる地下埋設物については、試掘等による目視確認を行う。現場状況により試掘が困難な場合は、他の確認方法について検討する。また、地下埋設物付近の掘削については人力作業とするなど、手順を具体的かつ明確にし、作業担当者への指導を徹底する。

③地下埋設物の明示と作業担当者への周知徹底

作業担当者等、工事関係者全員に地下埋設物の存在及び位置を周知徹底するため、現地にのぼり旗等で明示を行う。

④刃先監視員の配置

地下埋設物に近接する箇所で、重機による掘削作業を行う場合には、必要に応じて刃先監視員を配置する。

地下埋設管及び敷設ケーブル事故に対する好事例

職場のあんぜんサイト
(厚労省)

埋設管の明示板の設置



埋設管の明示板について、埋設管の設置状況写真を付加した。

埋設管の明示



埋設物の位置を明示して注意喚起した。



(4)近畿地方整備局の事故防止重点対策項目

地下埋設管及び敷設ケーブル事故に対する好事例

地下埋設物損傷時における被害想定見える化



損傷時に想定される被害を現場に掲示することで、各作業員に視覚的な把握を可能にした。

職場のあんぜんサイト
(厚労省)

架空線・埋設物マップによる見える化



「架空線・埋設物マップ」は新規入場時教育はもちろん、大きく引き伸ばしたものを朝礼看板に掲示し、近傍箇所での作業が予定される時は朝礼後に看板前でKY活動を行った。

令和7年度工事等事故防止重点対策項目と対策



②架空線に対する事故

※柱、支線含む。

架空線に対する事故防止に必要となる対策

①事前調査の実施

工事現場内及びその近傍にある架空線等の上空施設について、作業に先立ち、種類や必要離隔等を管理者に確認する。工事の資材置場や土砂仮置き場など工事現場から離れた場所や経路についても、支障となる上空施設がないか確認し、支障物がある場合は上記と同様の対応をとる。

②架空線等の明示と作業担当者への周知徹底

架空線等の上空施設に注意が向くよう、赤旗等による明示を行い、作業担当者等、工事関係者全員への周知、徹底を行うとともに、必要に応じ、防護カバーや高さ制限装置の設置、誘導員の配置等の安全対策を行う。

③建設機械及び車両移動時の指導徹底

架空線等上空施設近傍での移動にあたっては、必ずアームやブーム、荷台を下げてから行うよう、指導を徹底する。